

令和7年度 集団指導資料

介護保険法の短期入所療養介護

福祉局指導監査部指導第一課
介護機関指導担当

今回の内容

- 1 人員に関する基準
- 2 運営に関する基準
- 3 報酬関係

1 「人員に関する基準」

【居宅条例第189条、208条】
【予防条例第173条、193条】

介護老人保健施設	介護医療院	療養病床を有する 病院又は診療所	左記以外の診療所
短期入所療養介護の利用者を、入所者とみなした上で、施設の人員基準を満たすこと	医療法に規定する病院又は診療所の必要数以上	○看護又は介護職員を常勤換算方法で3：1以上 ○夜間は緊急時の連絡体制を整備し、1以上	いわゆる本体施設が、それぞれ満たすべき人員基準を満たすことが必要

2 運営に関する基準 「① 勤務体制の確保」

【居宅条例第189条、208条】
【予防条例第173条、193条】



**✓ 人員基準を満たしていることが確認できる
ように作成すること。**

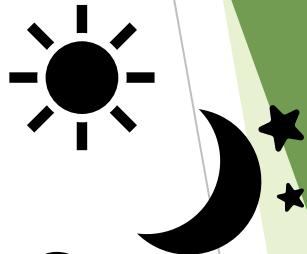
- ①事業所ごとに、月ごとに作成。
- ②職務内容、常勤・非常勤の別等を、勤務表・シフト表上明確にする。
- ③事業所に勤務する従業員により、サービスを提供する。
(ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務
(調理・洗濯等)については、第三者への委託も可能。)

2 運営に関する基準

「① 勤務体制の確保(3)」【居宅条例第208条】 【予防条例第193条】



**ユニット型は、
ユニットごとに人員を配置すること。**



- ◆ 昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
- ◆ 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を、夜間及び深夜の勤務に従事する従業者として配置する。
- ◆ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。

2 「運営に関する基準」 【居宅条例第191条、207条】 【予防条例第175条、192条】

「②運営規程(2)」

✓ 運営規程、重要事項説明書、パンフレット、ホームページ等、事業所に関する内容の記載は常に一致させること。



✓ 通常の送迎の実施地域は明確にすること。
○ ■市のうち〇〇町を除く、○ ◆◆区〇〇町1丁目 等
× ▲▲区の一部、× 事業所から半径▲Km以内 等

✗あいまいな表現

✓ 運営規程を変更する場合は、
「東京都福祉保健財団」へ運営規程の変更届手続きを行ってください。

2 「運営に関する基準」 【居宅条例第193条第4項、209条の第4項】 【予防条例第177条第4項、194条第4項】

「③内容、手続きの説明及び同意（1）」

-  利用料の支払いを受ける場合には、当該サービスの内容及び費用を記した**文書を交付**して**説明**を行い利用者の**同意**を得ること。
規則で定める費用については、**文書による同意を得ること**。



(食費、滞在費（居住費）、日常生活用品費、理美容代、特別な療養室提供費、

特別な食事の提供費)

教養娯楽費、死後の処置料（エンゼルケア）、委託業者によるリース用品等
(レンタル衣服、私物洗濯、テレビ貸し出し等)

2 「運営に関する基準」 【居宅条例第195条】 【予防条例第183条】

「③内容、手続きの説明及び同意（2）」



- ✓ 相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの提供の開始に際し**あらかじめ**、利用者又はその家族に対し、短期入所療養介護計画を記した文書を交付して、説明を行い同意を得ること。

2 「運営に関する基準」【居宅条例第196条、197条、198条】 【予防条例第184条～186条、197条、198条】

「④サービスの提供(1)」



- 医師は診療方針に基づき、療養上必要な診療等を行うこと。
- 利用者に対し、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うこと。
- 利用者に対し、看護及び医学的管理下における介護を行うこと。

2 「運営に関する基準」 【居宅条例第199条、200条】 【厚防条例第187条、188条、199条、200条】

「④サービスの提供(2)」



- 栄養並びに利用者の身体の状況等を考慮した食事を、適切な時間に提供すること。**
 - ・可能な限り、離床して食堂で食事を行わせるよう努めること。
- 利用者に対し、必要に応じ利用者のためのレクリエーションその他交流行事を行うよう努めること。**
- 常に利用者の家族との連携を図るよう努めること。**

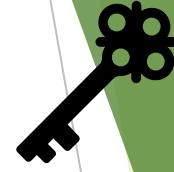
2 「運営に関する基準」 「⑤掲示」

【居宅条例第33条準用】

【予防条例第54条の3準用】

- ▶ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を利用者から見やすい場所に掲示、若しくは備えつけること。
- ▶ 重要事項をウェブサイトにも掲載すること。

2 「運営に関する基準」 【居宅条例第34条(準用) 【予防条例第54条の4(準用)】 「⑥秘密保持等(1)」



- 従業員及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。**
 - ✗ 雇用契約書に退職後の秘密保持に関する規定がない
 - ✗ 秘密保持に関する誓約書等を作成していない
- 業務に従事する職員全てに対して、退職後も引き続き秘密保持に関する制約を課す必要があります**

注意
ポイント

2 「運営に関する基準」 【居宅条例第34条(準用)】 【予防条例第54条の4(準用)】

「⑥秘密保持等(2)」



- サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族の同意を、それぞれ、あらかじめ文書（書面）により得ておくこと。
- × 家族全員の同意を得ていない



2 「運営に関する基準」【居宅条例第201条、214条】 【予防条例第168条、195条】

「⑦定員の遵守」



災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、規則で定める**利用者の定員数**以上の利用者に対して、同時に指定短期入所療養介護の提供を行わないこと。

<利用者の定員数>

- 介護老人保健施設 ⇒ 施設入所定員及び療養室の定員
- 介護医療院 ⇒ 施設入所定員及び療養室の定員
- 療養病床を有する病院又は診療所 ⇒ 療養病床に係る病床及び病室の定員
- 上記以外の診療所 ⇒ 短期入所療養介護を提供する病床及び病室の定員

2 「運営に関する基準」 【居宅条例第202条、40条(準用) 【予防条例第180条、54条の10(準用)】 「⑧会計区分」

- 従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。**
- 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。**
- × 指定短期入所療養介護事業の歳出入と病院の歳出入を分けていない**
× 同一法人が行う介護保険サービス全ての歳出入を1つにまとめている
- 歳入割合等で案分する等、指定短期入所療養介護のみの歳出入に分けて記録を整備する必要があります。**

注意
ポイント



3 報酬関係①介護給付費の算定

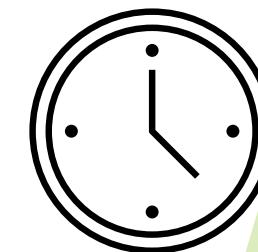
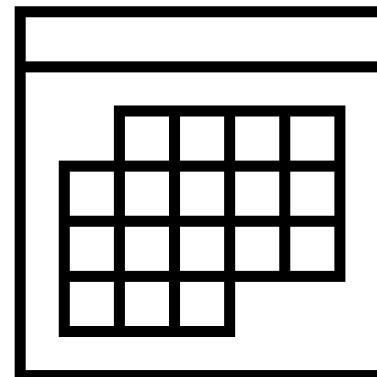
<短期入所療養介護費>

介護老人保健施設や、病院または診療所、介護医療院において、
短期入所療養介護サービス提供を行った場合に算定するもの



<算定上の留意事項>

連続利用日数は30日まで



3 報酬関係②加算の算定

<加算全般の算定における注意点>

①加算の算定要件及び趣旨について、利用者に、
契約前に重要事項説明書等により**説明し、**
同意を得ておくこと。

②加算の算定要件を確認
加算を算定する前には、算定要件と、
要件を満たしているかどうかを必ず確認すること。

«加算を適切に算定していない場合、返還となります。»

3 報酬関係② 送迎加算

<算定要件>

利用者の居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合、片道につき 184 単位を加算する。

<算定の留意事項>

事業所間の送迎や、循環バスのように時刻やルートを定めて送迎する場合は原則算定できません。

3 報酬関係② 若年性認知症受入加算

＜算定要件＞ ※要届出

若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合に、**1日につき120単位**を加算する。

(特定～は60単位)

＜算定の留意事項＞

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、
担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

3 報酬関係②

認知症行動・心理症状緊急対応加算

<算定要件>

医師が、緊急に短期利用を利用することが適当であると判断した者に対して、サービス提供を行った場合に、**1日につき200単位を加算する。**

<算定の留意事項>

入所日から7日を上限として算定可能。

予定外で緊急の入所受け入れの場合のみ、算定可能。

3 報酬関係② 口腔連携強化加算



＜算定要件＞ ※要届出

口腔の健康状態の評価を実施した場合

- ①利用者の同意を得て
- ②歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったとき

1月に1回に限り 50 単位を加算可。

＜算定の留意事項＞

他事業所で口腔連携強化加算を算定している利用者に対しては、**算定不可**

3 報酬関係③

身体拘束廃止未実施減算（1）

＜算定の主な留意点＞

- ▶ 身体的拘束等を行う場合の記録
- ▶ 委員会の開催及び結果について従業員へ周知徹底
- ▶ 指針の整備
- ▶ 研修の定期的実施

身体拘束等をしていない場合においても、委員会の開催等や、指針の整備、研修の定期的な実施等全ての措置を講じていなければ減算となります

3 報酬関係③

身体拘束廃止未策定減算（2）

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、

緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行うことはできません。
また、緊急やむを得ない場合の検討には、三つの要件（切迫性、非代替性、一時性）全てを満たすことの記録が確認できなければ減算となります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001484658.pdf>

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」も参照してください。

3 報酬関係③

高齢者虐待防止措置未実施減算

- ▶ 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者等に十分周知していること。
- ▶ 虐待防止のための指針を整備していること。
- ▶ 従業者等に虐待の防止のための研修を定期的に実施していること。
- ▶ 以上に掲げる措置を適正に実施するための担当者を置いていること。

※全ての措置のうち、一つでも講じられていないければ減算

3 報酬関係③

業務継続計画未策定減算

- ▶ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合

所定単位数の100分の1に相当する単位数が減算

主な法令等の正式名称

◆居宅条例

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日付条例第111号)

◆規則

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日付規則第141号)

◆要領

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日付24福保高介第1882号)

主な法令等の正式名称

◇予防条例

- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年東京都条例第112号）

◇予防規則

- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第142号）

◇予防要領

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（24福保高介第1882号）

主な法令等の正式名称

■告示19号

- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日付厚生省告示第19号）

■老企第40号

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

まとめ

- ◆法令・基準を見る習慣をつくる。
- ◆各種計画に基づいてサービスを提供する。
- ◆説明、記録、保存の必要性・重要性を理解する。
- ◆加算の算定要件を確認し算定する。

⇒より良いサービスへの心掛けをお願いします！